

○富根地域の人・農地プランについて

1. 協議の場を設けた区域の範囲

富根地域

(集落) 7 集落

駒形、矢崎、大林、富根、羽立、羽立新田・昭和新田、富田

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）状況

○経営体数

法人	2	経営体
個人	41	経営体
集落営農（任意組織）	0	組織
合計	43	経営体

○農地面積

地域内の農地面積 518ha

農地中間管理機構への集積面積 34.1ha （令和2年3月末現在）

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける	○
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者40名（うち地域外4名）、認定新規就農者3名を中心経営体として、農地の集積を進める。
- ・認定農業者と法人を中心に団地化を進めて、作業効率を上げて作付面積を維持していく。